

解 決 條 項

一、解雇者五名

二、解雇手當総額二千七百八十八圓也

イ、承 認

ロ、承 認

ハ、承 認

昭和六年十一月二十五日

6

平田組解從業員協議會

日 時 昭和六年十一月十七日 待遇改善對策從業員大會
 同 十二月十一日 同 評議員會
 同 十二月十八日 同 解決報告

覺 書 (解決案内)

平田組解從業員一同の労働條件改定に關し平田組代表平田和三郎氏と平田組解從業員一同を代表せる神戸海友同志會常任松尾益太郎同吉田福一氏との間に團體協約すること左の如し

一、本契約書の口説交渉を廢止す

二、解一、二、三、五各號は每一運航試圖也に積合せ每一回に付き五拾錢也を支給し、六號八號は每一運航試圖五拾錢也に積合せ毎二回に付き五拾錢也を支給す 但し其他は毎勘定運賃明細書を交付し之に基いて支給するものとす

三、解從業員の手取勘定に付ては一、二、三、五、六、八の各號は參拾圓也十號、十六號は參拾試圖也七、十一、十二、十五の各號は參拾八圓也を各々最低額として同額に充たざる場合は充たざる部分を貸與し貸與せる部分は同額を超過せる場合は超過部分より差引くものとす

四、解船修理又は解從業員疾病に因り業務不能の場合は一ヶ月を最少限度として五日までは日給空間也十五日以上は日給七拾錢也を支給するものとす

五、解從業員の給料全額支拂は月始め五日とし五日休日の場合は六日に支拂ふことを厳守するものとす

六、解雇手當並に退職、勤続手當の支給制度は之を認め其の都度神戸海友同志會と協定するものとす 但し最少限度、豫告期間として十五日分の手當は如何なる場合を開け支給するものなり

右各項は事情の如何に拘らず團體協議に據らざれば變更するを得ず覺書試通を作製し各空通を相方に保有するものなり

昭和六年十二月十八日

平田組代表 平田和三郎
 平田組解從業員一同神戸海友同志會代表
 松尾益太郎

二五